

# 文教委員会議案説明資料

令和4年3月15日

件名	頁
(学校運営部)	
1 第28号議案 足立区立学校設置条例の一部を改正する条例……………	2

( 教 育 委 員 会 )

## 第 2 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 3 月 1 5 日

件 名	足立区立学校設置条例の一部を改正する条例
所管部課名	学校運営部学校施設管理課
内 容	<p><b>1 改正の理由</b> 東綾瀬中学校の改築に伴い仮設校舎に移転するため、足立区立学校設置条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 主な改正内容</b>（詳細はP 3 新旧対照表のとおり） 条例別表中の東綾瀬中学校の位置について、「綾瀬三丁目 23 番 14 号」を「東綾瀬一丁目 5 番 3 号」に改める。 なお、学校位置図はP 4 のとおり。</p>
今後の方針	施行年月日 令和 4 年 5 月 1 日

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後																
<p>○足立区立学校設置条例 昭和39年3月31日条例第9号</p> <p>第1条～第3条（省略）</p> <p>別表（第2条関係） 2 中学校</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（省略）</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>同 東綾瀬中学校</td> <td>同 <u>綾瀬三丁目23番14号</u></td> </tr> <tr> <td>（省略）</td> <td>（省略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（省略）	（省略）	同 東綾瀬中学校	同 <u>綾瀬三丁目23番14号</u>	（省略）	（省略）	<p>○足立区立学校設置条例 昭和39年3月31日条例第9号</p> <p>第1条～第3条（現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則（令和4年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、令和4年5月1日から施行する。</u></p> <p>別表（第2条関係） 2 中学校</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（省略）</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>同 東綾瀬中学校</td> <td>同 <u>東綾瀬一丁目5番3号</u></td> </tr> <tr> <td>（省略）</td> <td>（省略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（省略）	（省略）	同 東綾瀬中学校	同 <u>東綾瀬一丁目5番3号</u>	（省略）	（省略）
名称	位置																
（省略）	（省略）																
同 東綾瀬中学校	同 <u>綾瀬三丁目23番14号</u>																
（省略）	（省略）																
名称	位置																
（省略）	（省略）																
同 東綾瀬中学校	同 <u>東綾瀬一丁目5番3号</u>																
（省略）	（省略）																

# 学校位置図（東綾瀬中学校）

